

三木會長を派遣した。

八、期末手當に關する件 吉井 小市 説明

賞與は賃金の一部である、慎重な態度で確立したい。

一ヶ年以上日給五分。二ヶ年以上七日。三ヶ年十日

四ヶ年十三日。五ヶ年十五日。以上一ヶ年増毎に二日

分支給。

九、労働組合法、團體協約法制定促進に關する件

労働立法即時制定要求の件

労働組合法制定の件

組合宣傳幀寸作製の件

以上全部可決

上垣 彌一 説明

16、規約委員會報告

長 大場 謙次

組合費を男費圓(從來五拾錢)女五拾錢(從來參拾錢)とす

17、決算委員會報告

長 権木 登

議案書の通

18、豫算委員會報告

長 猪野 吾一

收入一〇〇パーセントとし左の如く報告す

維持費四四。會議費八。交通費四。納入會費一四。

宣傳 六。人事費八。基金二。臨時費四。

總費 二

19、役員發表

長 相良 正 彦

組合長 三木 治 朗

會計 藤井 秀 治

會計監査 椎木 登 外三名

執行委員 鈴木 彌 作 外八名

評議員 猪野 吾一 外十三名